

佐賀県規則第13号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和29年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事（伊万里土木事務所に限る。次号から第16号までにおいて同じ。）。</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p><u>(16)～(20) 略</u></p> <p>用地課・工務課 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建築課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事（伊万里土木事務所に限る。次号から第17号までにおいて同じ。）。</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p><u>(16) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事。</u></p> <p><u>(17)～(21) 略</u></p> <p>用地課・工務課 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建築課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>

改正前	改正後
10～12 略	10～12 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。